

放射線個人線量測定分野に係る 認定制度への検討状況について

令和2年2月4日

日本原子力発電株式会社

認定制度への検討状況について

1. 運用中の電子式個人線量計への認定制度の取得について

電子式個人線量計の貸出、データ集計、点検・校正等の一連の測定サービスはグループ会社が提供し、電力事業者は測定サービスの提供を受ける立場であることから、インハウス事業者には該当しないと整理している。

⇒当社では**グループ会社が線量測定機関として、改訂指針に適合した認定を取得することで検討している。**

2. 認定取得に当たっての検討課題

現行の指針(RL380)への電子式個人線量計の追加のため、JABにて指針の改訂が検討されており、要求事項への対応のためには、以下の点を課題と考えている。

- ・運用中の電子式個人線量計の最新JISへの適合性確認試験
- ・測定不確かさの評価方法の検討
- ・技能試験への対応
- ・マネジメントシステムの文書化
- ・線量測定機関の要員教育

⇒**認定取得までには、約3～4年の期間を要する**と考えている。